

公 告

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 22 日

青森県知事

1 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書のとおりとする。

統合仮想化基盤（令和 8 年度拡張分）用ライセンス（Windows）使用权 一式

2 納入期限

令和 8 年 9 月 1 日

3 納入場所

青森県総務部行政経営課

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 令和 5 年 6 月 12 日青森県告示第 404 号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和 6 年 2 月 13 日青森県告示第 86 号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和 7 年 2 月 10 日青森県告示第 60 号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和 8 年 2 月 12 日青森県告示第 65 号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA 機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約について A の等級に格付された者であること。
- (4) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日付け青管第 912 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (5) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 16 号までに掲げる措置要件に該当する事

実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- (1) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、4に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。
- (2) (1)の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。
- (3) 提出期限
令和8年7月8日 午後5時
- (4) 提出場所
青森県青森市新町2丁目4の30
青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ
電話 017-734-9160
- (5) 提出部数 一部

6 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森県行政経営課ウェブサイトからダウンロードすること。
問合せ先はウェブサイトを確認すること。

7 入開札場所及び日時

青森県青森市新町2丁目4の30
青森県庁舎北棟5階 北棟510会議室
令和8年7月17日 午前11時

8 入札保証金、入札書の記載要領、入札書の提出方法等
入札説明書による。

9 落札者の決定方法

- (1) 規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものと

する。

10 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

11 契約書の取り交わしの時期

落札者決定の日から7日以内

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 電子契約サービスの利用

本契約は、契約手続に係る書類の授受について電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。